

福良食の街区デジタルマップ制作業務 仕様書

1 委託業務名

福良食の街区デジタルマップ制作業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託業務の目的

淡路島では、古来「御食国」とされた豊かな食材を活かし、全島をあげて「食」を磨き上げ、食に魅かれて世界から人が集まる「世界一の食の島」を目指した施策を展開している。こうした中、南あわじ市では空き家を活用して質の高い飲食店を誘致するなど「世界一の食の島」を先導する食の街区形成を、福良地区において進めている。

食の街区形成にあわせて、デジタルマップを制作し、マップ上に飲食店や多様な観光スポットを掲載することで観光客の訪問意欲の向上を図る。また、マップデザインの工夫や観光ルートの掲載により道の駅福良周辺に集中する観光客が街中を周遊するように促すことで、福良食の街区エリアの活性化を図る。

4 業務内容

福良食の街区デジタルマップ制作業務（以下「本業務」という。）に関する業務委託の内容は以下の仕様に沿ったものとする。

（1）制作方針・概要

- ・ 福良地域の歴史、文化、景観、観光資源等の特性を踏まえ、一般的な道路地図とは異なる、地域独自の世界観や物語性を表現したデジタルマップを制作し、利用者の現在地や各スポットの位置を分かりやすく表示すること。
- ・ 利用者が専用アプリをダウンロードすることなく、スマートフォン、タブレット端末およびパソコンの Web ブラウザから利用できること。
- ・ 観光施設、文化財、店舗、飲食店、公共施設、交通拠点等の各スポットについて、写真、紹介文、住所、営業時間、電話番号、外部 Web サイト、動画等を掲載できること。
- ・ 利用者が地域内を回遊しやすいよう、スポットの配置、テーマ別情報、モデルコースまたは推奨ルート等を分かりやすく提示すること。
- ・ 色使い、文字サイズ、フォントおよび操作方法について、屋外での視認性とスマートフォンでの操作性に配慮すること。
- ・ 公開後も、スポット情報、画像、紹介文、リンク先等を本市が追加・修正できる運用体制であること。
- ・ 利用状況を踏まえ、公開期間中においても必要に応じて掲載内容や見せ方の改善を行うこと。
- ・ 本仕様書に示す要求事項に限らず、受託者の知識、経験および技術を活用し、本業務の目的達成に有効な提案を行うこと。

（2）デジタルマップシステムの構築

ア 基本仕様

- ・ 「商工会作成のパンフレット 福良マップ」（以下「福良マップ」という。）を参考に、

地域独自のイラストマップを Web 上で表示できるシステムを構築すること。

- ・ デジタルマップの使用に際しては、ログイン等のユーザー認証を必須とせず、アプリケーション等のダウンロードやインストールなどの操作を要せず閲覧することが可能で、PC 及びスマートフォン・タブレット等の各ブラウザで支障なく利用できること。なお、動作保証をする環境は、公開時点において日本国内で高いシェアを持つ主要な OS (iOS、Android の最新及び 1 世代前のメジャーバージョン) 並びに主要なブラウザ (Safari、Google Chrome、Microsoft Edge の最新版) とし、画面表示の崩れや機能不全が生じないように設計すること。
- ・ GPS 機能を活用し、利用者の現在地情報をマップ上に表示すること。
- ・ 地図の拡大・縮小、移動、現在地表示およびスポット選択等の基本操作を容易に行えること。
- ・ 地図上に複数のスポットを登録し、カテゴリー、テーマまたは目的別に分類・表示できること。スポットの初回登録数は、福良マップ掲載店舗数を基準とする。
- ・ 各スポットには、写真、説明文、住所、営業時間、電話番号、Web サイト、SNS、動画その他必要な情報を掲載できること。
- ・ 各スポットから外部の経路検索サービス等へ連携できること。
- ・ 日本語および英語を基本として、利用者が画面上で容易に表示言語を切り替えられる機能を備えること。その他の対応言語については、対象市場や掲載内容を踏まえ、本市と協議の上、決定すること。
- ・ 地図上のメニュー、操作案内、カテゴリー名、スポット名称、紹介文その他の主要な掲載情報について、対応言語ごとに表示内容を切り替えられること。
- ・ 端末またはブラウザの言語設定に応じた初期言語表示、もしくは利用者が分かりやすい方法で言語を選択できる仕様とすること。
- ・ 翻訳文については、本市からの支給を基本とし、翻訳業務を本業務に含める場合の対象言語、範囲および校正方法は、本市と協議の上、定めること。
- ・ モデルコースの明示など周遊を促す仕組みを有すること。
- ・ デジタルマップのスポット情報の登録・削除・修正等について、専門的技術を要することなく本市担当者が行えること。
- ・ ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- ・ 不正アクセス、データの改ざん、情報漏洩、コンピュータウイルス等の脅威からシステムを守るため、十分な情報セキュリティ対策を施すこと。
- ・ 本システムを稼働させるサーバー環境は、イベント開催時やメディア露出時等の一時的なアクセス集中に対しても、画面表示の遅延やシステムダウンが発生しないよう、適切な負荷分散対策を講じること。

イ 企画・編集・デザイン

- ・ マップ全体のテーマ、掲載範囲、デザイン、カテゴリー構成および掲載スポット等は本市と協議の上、整理すること。
- ・ 地域の魅力が直感的に伝わるよう、マップ全体の構成、スポットアイコン、カテゴリー表示および画面デザインを統一すること。
- ・ 支給される写真、文章、イラスト等を整理・編集し、必要に応じて掲載用データとし

て調整すること。

- ・ モデルコース、テーマ別周遊、季節別の見どころ等、利用者の回遊を促す情報構成を提案すること。

ウ 公開・運用支援

- ・ 公開前に、スマートフォン、タブレット端末およびパソコンにおける表示・動作確認を行うこと。
- ・ 公開後に発生した表示不具合、リンク切れその他の問題について、本市と協議の上、必要な対応を行うこと。
- ・ 本市が掲載情報を確認・更新できるよう、操作方法および更新手順に関する説明またはマニュアルを提供すること。
- ・ 公開期間中、必要に応じてスポット情報の追加・修正、画像差替え等の運用支援を行うこと。

エ 次年度以降の運用・保守体制の提示

- ・ 本業務により構築したデジタルマップシステムについて、次年度(令和9年度)以降、安定的に維持管理・運用を行うための運用・保守計画(体制、サポート窓口、障害対応のフロー等)および費用(年間ライセンス、サーバー維持費、マップデータ更新費用等を含む)を参考見積書として提示すること。
- ・ 運用・保守にかかる費用は、初期構築費用の総額に対して著しく高額とならないよう、配慮された現実的かつ持続可能な価格設定とすること。
- ・ 次年度以降の運用・保守契約を本市と締結するにあたり、原則として提示した参考見積書の金額を超えない範囲で契約交渉に応じるものとする。ただし、社会情勢の急激な変化や仕様の著しい変更が生じた場合は、双方協議の上、決定する。
- ・ 次年度以降に想定される運用・保守業務範囲は次のとおり
 - a) システムの安定稼働監視および不具合(バグ)の修正
 - b) OS、ブラウザ、各種地図API(Google Maps API等)のアップデートに伴うシステム改修・動作検証
 - c) 軽微な文言修正、写真・スポット情報の登録・更新・削除の操作サポート
 - d) データのバックアップおよびセキュリティ対策の維持

オ 利用データの収集・分析

- ・ デジタルマップの閲覧数、利用者数、スポット閲覧数、利用時間帯、利用言語、利用端末その他取得可能な利用データを集計できること。
- ・ 取得するデータの項目、取得方法および利用目的を明確にし、必要に応じて利用者に分かりやすく表示すること。
- ・ 個人を特定しない形で、利用者の位置情報または移動傾向を可視化し、地域内の周遊状況を把握できること。
- ・ 利用者が集中する地点、閲覧数の多いスポット、利用時間帯、利用言語、利用端末等を分析し、本市へ報告すること。
- ・ 受託者は取得データを基に、掲載内容、周遊導線および情報発信方法の改善案を必要に応じて提案すること。
- ・ 公開後のデジタルマップ利用状況に関する集計・分析資料を提供すること。

カ 業務実施体制

- ・ 本業務の実施に必要な知識、技術および経験を有する業務責任者ならびに作業担当者を配置し、業務実施体制を明らかにすること。
- ・ 業務スケジュールを作成し、進捗状況を適宜本市へ報告すること。
- ・ 公開後も、問題解決および内容改善のため、必要に応じて打合せを実施すること。
- ・ 不可抗力その他やむを得ない事由によりスケジュールを変更する場合は、本市と協議の上、修正するものとする。

(3) 成果物の提出

事業完了後は、実施内容及び事業効果等をまとめた事業完了報告書を作成し、提出すること。

【提出書類等】

- ・ デジタルマップ一式
- ・ デジタルマップ操作・運用マニュアル
- ・ 掲載スポット情報および画像等のデーター一式
- ・ 打ち合わせ資料、関係機関等協議資料
- ・ その他、本市が指示する関係書類

5 成果物に関する権利の取扱い

- ・ 本業務の履行に当たり、著作権、肖像権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないよう十分に留意すること。
- ・ 本業務において新たに制作した文章、写真、イラスト、デザインその他の成果物の著作権の帰属および利用条件は、契約書に定めるものとする。
- ・ 受託者が従前から保有するシステム、プログラム、プラットフォーム、ノウハウ、汎用的なデザイン素材およびこれらに付随する知的財産権は、受託者または正当な権利者に帰属する。
- ・ 第三者が権利を有する写真、映像、イラスト、地図その他の素材を使用する場合、受託者は必要な許諾手続を行い、その使用条件を本市へ明示すること。

6 留意事項

(1) 第三者への委託

本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 関係機関との打ち合わせ

本業務を遂行するにあたっては本市及び関係団体等と随時打ち合わせを行い、その記録は受託者が作成すること。なお、打ち合わせに係る費用等は受託者の負担とする。

(3) 個人情報の取扱い

本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受託者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として「南あわじ市個

個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づくものとする。

位置情報その他の利用データを取得する場合は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、個人を特定しない方法で取り扱うこと。

(4) 成果物に契約不適合がある場合の訂正

納品後に成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受託者は本市の指示により速やかに訂正しなければならない。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては受託者の責任において適切に行うこと。

(6) 定めのない事項等

その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。